

登園許可書

社会福祉法人 聖愛会 なでしこ こども園

組： 氏名：

生年月日：

A 下記 印の感染症が

軽快しました 症状が改善しました 感染のおそれがなくなりました ので登園を許可します。

出席停止期間：令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

B 下記 印の感染症に罹患しましたが、出席停止の必要はありませんでした。

	疾患名	出席停止期間：学校保健安全法における出席停止期間に準ずる (但し、第二種・三種については主治医による総合的な判断が優先します)
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性性呼吸器症候群(病原体がSARS、コロナウイルスによるものに限る)鳥インフルエンザ(H5N1)	感染源となりうる期間は原則入院、治癒するまで
	インフルエンザ	乳幼児：発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
第二種	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適切な抗生剤治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が出現後5日以上経過して、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	症状が消退した後2日を経過するまで
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	2回連続して便培養陰性(抗生剤使用時は便培養は中止後に行う)
	流行性角結膜炎(はやり目)	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種・その他の感染症	急性出血性結膜炎(アポロ病)	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	マイコプラズマ感染症	* 解熱・主症状改善、全身状態も良好となるまで
	伝染性紅斑(りんご病)	* 解熱し全身状態も良好となるまで
	手足口病・ヘルパンギーナ	* 解熱・全身状態も良好・食事摂取可となるまで
	サルモレラ・下痢症関連大腸菌(O157などVTEC以外)・ロタウイルス・ノロウイルス	* 無症状(解熱・血便なし・下痢改善：オムツ使用者は水様便も消失)かつ食事摂取可能になるまで
	上記以外の感染性胃腸炎	* 症状が改善するまで
	伝染性膿痂疹(とびひ)	* 制限なし(発疹をすべて覆えば)爪を切ること。
	溶連菌感染症	* 適切な抗生剤を内服開始して24時間以上経過するまで
	帯状疱疹	* 制限なし(医師から治療を受けて、かつ発疹を完全に覆うことが必要)
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
その他		
注：第三種・その他の感染症は、「学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置をとることができる疾患」出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、学校長が判断する必要がある。：原則的に、第三種・その他の感染症にかかった者についての出席停止期間は「病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで」であるが、疾患によっては、数週間の停止が必要である。実際ではないため、一部については、定基準(*)を表示した。感染防御のため、加えて、付記に従うこと。帯状疱疹では患部からの空気感染に留意し、完全に被覆する。		

付記：

1. 症状がなくなるまでは、手洗いを励行して下さい
2. 咳のある間は、マスクを着用すること
3. 便の取り扱いに注意が必要です
4. 指示のあるまで、運動は不可です
5. 月 日まで運動は不可です(翌日から可とする)

令和 年 月 日

医師 印
医療機関名